

フォーラム1日目
2023年3月11日(土)

潮谷 義子

(共同代表)

社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事)



皆様こんにちは。今朝の新聞のニュースやテレビのニュース、ご覧になった方も多と思います。今日は東日本大震災が起きた日です。そして私たちの周辺を見ておりますと、トルコの大地震、あるいはウクライナのロシアの侵攻問題に関連した子どもたちの状況。虐待等、未来を背負う子どもたちの周辺で日々命を脅かされ、あるいは亡くなったたくさんの子どもの存在があることを忘れてはならないと思います。

この FLEC フォーラム、第 5 回を迎えました。この間、いろいろな方々からこの会の進展に向けてお力添え、あるいは財政的な援助、こういったものを頂戴したところです。先程、司会から申し上げましたように、この度の方向性は、「子どもたちが家庭で生活をしていく」という願いです。しかしながら、様々な領域の中で家庭や社会

や地域や学校で、本当に子どもたちは揺らぎの環境の中にあります。そういったことを私たちはしっかりと分析をし、子どもに寄り添い、子どもたちを家庭の中に、というその方向性に向けてどのように支えていくのかについて包括的に考えていく、そういう時代を迎えている。それぞれの施策が横につながることによって、子どもたちを真ん中にした、この「真ん中にした」という言葉は今日ご講演くださいます野田聖子衆議院議員のお言葉でもありますけれども、その中心に座る子どもたち、これをみんなでしっかりと支えていきたい。こういう願いの中で第 5 回のフォーラムを展開するところです。

このフォーラムの実施に向けて、お力添えをくださいました方々を少しご紹介させていただきたいと思います。1 つは早稲田大学の総合研究機構、共催というかたちでこの会場、あるいは空間的なお世話、そういったものをしてくださいました。そしてまた、今日ご挨拶もしてくださいますけれども、池本修悟先生。首都圏の若者サポートネットワークの事務局長でいらっしゃいますし、志縁センター専務理事でもいらっしゃいます。この会に財政的な支援を頂戴して今日実施する運びとなりましたことを、皆様方とともに感謝をもってご報告をさせていただきます。また年度末の大変お忙しい中に、厚生労働省から子ども家庭局長でいらっしゃいます、藤原朋子様。そして先程紹介しました池本修悟様。このお二人に来賓としてご挨拶を頂戴してまいりたいと思っております。

何より多くの皆様たちが期待の中でお待ちになっていらっしゃると思いますけれども、こども家庭庁創設とともに議員立法で成立しました子ども基本法。これに大きな力を注いでくださいました野田聖子様に特別講演をいただきます。そしてそのあとに、私たちはその講演を受けな

共同代表挨拶

がら、もっと深くこのフォーラムに対しての思い、それから子どもたち中心に置いてという、その観点の中でお考えをお持ちのことをフォーラムというかたちで引き出してまいりたいと思っていますところでございます。

既に皆様、資料等々でご承知の通りでございますけれども、令和6年、改正児童福祉法施行に伴います論議、さらには情勢、社会的養護に関心を持つ人々とともに、私たちは今後どのように施策を採り上げていくのか、施策に向かって発言していくのか、本当に子どもに対して私たちが大きなうねりになるような、そういう力強さをそれぞれの立場の中で持っているのかどうか。その真偽が問われるような第5回の位置づけでございますので、どうぞそれぞれ所属をされます分科会の中で、遠慮なく、豊かにご発言を頂戴したい。そしてさらに、またそれを私ども FLEC フォーラムの歩み、その大きな礎にしていきたいと思っておりますので、皆さん、活気あるご発言、そして疑問、あるいはこんなことはどうなのだろうということばかりではなくて、こうあってほしい、という願いも込めながらご発言を賜りたい。このように思います。最初にあたりまして、皆様方をお願いとご挨拶をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

藤原 朋子

(厚生労働省子ども家庭局長)

皆さんこんにちは。厚生労働省子ども家庭局長としております藤原朋子と申します。本日は第5回 FLEC フォーラムの開催にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。まず FLEC フォーラムに参加をされている皆様におかれましては、日頃から児童養護施設や里親家庭などで過ごす子どもたち、そしてさらに退所して地域で生活をしている子ども、若者たちに対して、それぞれのお立場からの温かいご支援とご協力をいただいていることにつきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

またこのフォーラムは、平成31年2月の第1回の開催以来、コロナ禍を乗り越えて今回第5回目を迎えました。このフォーラムを主催されている全国家庭養護推進ネットワーク、共同代表の潮谷先生や柏女先生、相澤先生をはじめ、このネットワークに参画をされている各層の皆様方のこれまでの継続的なご支援に改めて感謝を申し上げます。

ご存知の通り、児童虐待相談対応件数で見ますと、2年連続で20万件を超え、またさらに長引くコロナ禍、また昨今の物価高騰などの大きな環境の変化もございます。このような環境の中で施設や、里親さんの家庭など、子どもたちが生活をする現場にも大きな影響があるのだらうなと思っております。そういった中で、社会的養育につきましては平成28年、児童福祉法の改正において明確化をされました家庭養育優先原則。このポリシーに基づいて里親などの委託を推進する、それだけではなく、児童養護施設においてもできるだけ良好な、家庭的な環境を確保したい。そして小規模化をされた施設環境を確保したい。加えて、施設の専門性を生かした専門的な支援。こういった取り組みを進めてきているところでございます。

このフォーラムの先生方のご助言もいろいろいただいておりますけれども、おかげさまで昨年6月には児童

福祉法の改正が成立し、種々改善が図られるということになっております。例えば、こども家庭センターの設置、訪問による家事支援、子どもの居場所づくりなどです。包括的に支援していく体制を作り、里親支援センターを児童福祉施設に位置づけて、さらに里親の養育を強化していくことにしています。また社会的養護を経験された方々についての自立の支援については、一律の年齢制限を撤廃して、継続的な支援をしていくことも盛り込んでいます。社会的養護を経験された方々の相互交流や相互相談支援を行う拠点事業についても創設するなど、様々な改正項目がございます。これらが主に令和6年の4月から施行ということで、実は私ども、今子ども家庭局の担当の職員は、この施行にむけて各種調査研究を実施したり、有識者の先生方の検討会を開催したり、施行に向けた準備を鋭意進めています。そういった意味でもぜひ皆様方から引き続き忌憚のないご意見、ご協力をいただければと思っております。

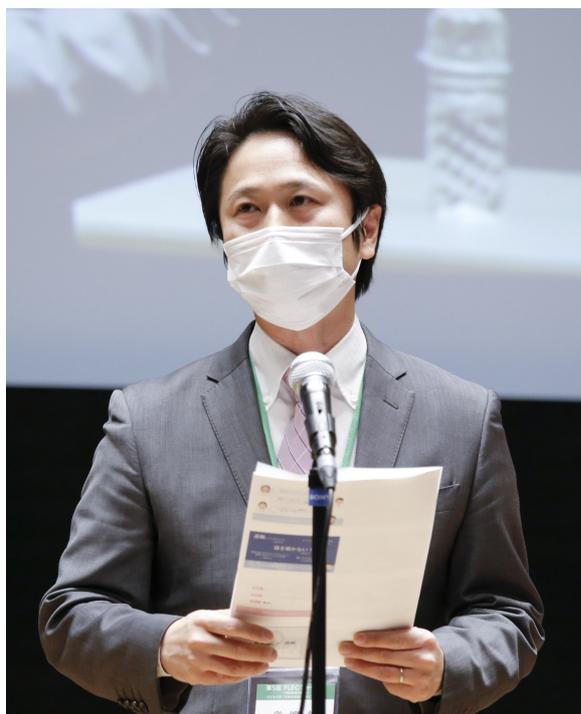
さて、4月からこども家庭庁が創設され、私ども子ども家庭局のほとんどの担当がこども家庭庁に移管されます。私は厚生労働省子ども家庭局として最後の局長として、来年度からはこども家庭庁の一部局として再スタートいたします。4月からのこども家庭庁ですが、先程潮谷先生からもお話いただきましたように、こども家庭庁設置法、それから基本法を成立するまで野田大臣におかれてはご尽力いただきました。本日はその野田聖子先生から特別な講演もいただけるということで楽しみにしております。私ども、こども家庭庁の一員になる部局ですので、厚生労働省からこども家庭庁に移っても、なお一層よくなったと言ってもらえるように、こどもまんなかでしっかり施策を進めていきたいと考えております。

来賓挨拶

最後に、本フォーラムでは特別講演、それから明日のシンポジウム、分科会、様々な現場感覚の鋭いテーマが並んでおります。それぞれの分野の第一人者の方々が多く参加をされています。それぞれ学術ですとか行政、現場の支援者の皆様、それぞれ立場は違うかも知れませんが、こどもまんなかで、こどものために頑張ろうという気持ちは同じだと思いますので、ぜひ活発なご議論が行われると期待しまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもおめでとうございます。

池本 修悟

(公益社団法人ユニバーサル志縁センター 専務理事、
首都圏若者サポートネットワーク 事務局長)



こんにちは。ただいまご紹介いただきました、公益社団法人ユニバーサル志縁センター専務理事の池本です。今回第5回 FLEC フォーラム開催、心よりお祝い申し上げます。本来であれば池田徹代表理事がご挨拶すべきところですが、代理でご挨拶をさせていただきます。当団体は、2017年から社会的養護の下で育った子ども・若者たちが社会のなかで、自らの力を発揮して生きていくことを応援するための民間のネットワーク、首都圏若者サポートネットワークを立ち上げ、東京・埼玉・神奈川を中心に、若者に寄り添い支援していく団体への応援、若者おうえん基金助成、体験就労プログラム、調査研究、政策提言などの活動を行ってまいりました。

新型コロナ感染拡大以後は、休眠預金などを活用し、

全国の支援者の皆様に助成もさせていただいてきております。第5回 FLEC フォーラムの開催にあたっては、日本ライフライン様からのご寄付を原資として、一般社団法人共生社会推進プラットフォーム様の「わが国の社会的養護における家庭養護の推進方策と子ども子育て、障害児支援、母子保健、教育助成支援等、他分野の支援施策との連携と協働の在り方に関する調査研究」に対して助成をさせていただいた御縁で本日もご挨拶させていただいております。

FLEC フォーラムには私も首都圏若者サポートネットワークを立ち上げた当時から参加させていただき、いろいろ学ばせていただきました。今回も明日、分科会3で自立支援の展望のコーディネーターを担当させていただくことになっております。昨日含めて3日間、しっかりと学んで活動に生かしていければなと思っております。

最後に、開催にあたりまして尽力いただきました皆様に感謝をお伝えし、私の挨拶を終了させていただきます。ありがとうございました。

野田 聖子

(衆議院議員、前こども政策担当大臣)



こんにちは。野田聖子です。初めに、先程潮谷さんのほうからお話がありましたが、12年前、東日本大震災が発災して、多くの人々が亡くなられ、いまだ行方不明、または傷を負われたまま年月が過ぎているところです。心からご冥福をお祈り申し上げます。そして、それぞれの皆さんの傷が癒されることを皆さんとともに願いたいと思います。

私は12年前の今日、議員会館にいました。その発災の少し前の1月6日に、念願の出産を果たし、子どもと出会いました。ただ、子どもは数え切れないほどの障害と病気を抱えて生まれてきて、出産したときは既に心肺停止、仮死状態でこの世に生まれて、この国の医療や福祉や様々な方々のおかげで今日まで生き延びることができています。

当日は、息子は確か2回目の心臓の手術と、肝臓の手術だったか、全身麻酔の外科手術を終えて、NICU、子どもの救命救急の部屋で保育機の中で人工呼吸器と、17本ぐらいの管をつけて、どうにか生かされていたときです。そこで、突然の震災があり、東京も相当揺れましたし、混乱が起きました。やはり真っ先に頭に浮かんだのは息子の安否です。病院に電話をしましたが、全くながりません。何度かけてもつながりません。停電も起きたという話がありまして、人工呼吸器を使う者にとって、停電は死を意味します。私もまだまだ医療を学んでいなかったので震撼し、とにかく車に乗って病院に向かいました。普通だと20分ぐらいで到着する病院ですけれども、大変な混雑で、信号機の様々なトラブルもあり、何時間経っても着きませんでした。午後の明るい時間に出たのですが、着いたときにはすっかり暗くなっていて、すぐにNICUに向かって、一番覚えているのは照明が灯っていたことです。ああ、電気がついてるんだ、と。ということは生きてるんだ、と。中に入らせていただくと、いつも整然と並んでいる子どもたちの保育機が、ぐちゃぐちゃになっていました。いつもテキパキ働いている看護師さんたちがへたり込んで、しゃがんでおられたことを思い出します。それで、「野田さん、野田さんの携帯を貸してください。どうしても秋田にいる母と連絡を取りたいんです。」と看護師さんに言われて、携帯電話を貸したことが当時の忘れられない思い出です。息子は何事もなかったように、いつも通り管に巻かれて、口から人工呼吸器を挿入されて、機械的にですけれども生かされていました。

このように3月11日は常に自分の時だと思っています。自分の息子の命の重さ、軽さ、儚さ、強さ、いろん

特別講演

なことを教えてもらった大切な日です。その後、多くの人が東日本のことを忘れるようになってきたことがとてもさみしい。私ができることは、必ず毎年何らかのかたちで被災地域を訪れて、そこで頑張っていたいる人たちへの感謝の気持ちを表すことです。とりわけ、子どもたちが色々なことに、多くの負荷を乗り越えて生きていることこそが、この国の力なのだと思わせていただいております。来月、双葉町を訪問します。今回はすごくいいニュースで、岐阜の友達が福島大学を卒業した恩返しで工場を双葉町にも作ろうということで、ようやく何年もかけて取り組んだ工場が4月に立ち上がるお祝いを兼ねて、また私に命のことを教えてもらった福島の皆さんに感謝の気持ちを申し上げることができればと思っています。

そんなことで、今12歳になった息子が、小学校を卒業することになりまして、いよいよ特別支援級のある中学校に就学許可が出て、今準備に向けていそそガツガツやっているところです。12年前は息も絶え絶えで、自分では生きることができなかった息子なのですが、今日は朝から秩父へ向かいました。キャンプがあるそうです。息子が尊敬するお笑い芸人の方がそこへ行くというので、追っかけみたいなものですね、その人に会いにさっさと出かけてしまいました。むしろそれはありがたいことで、こうやって皆さんとゆったりと将来の私たちの幸せについて、子どもがいるから将来光があるんだということをつ分かち合える大切な時間を息子からもらったような気がいたします。

さて、こども家庭庁について、私は行政の人間ではありませんが、国会議員としての思いをお話しします。「子ども」という言葉には、大きな可能性とか、ポテンシャルとか、様々な創意工夫ができるのに、この国は、少なくとも私が国会議員になって今年で30年経ちますが、30年、国会での立法の場で、子どもの「こ」の字が出て来なかったというのが素朴な疑問でありました。同時に、私は自由民主党という古式ゆかしき政党にいて、女性議員もほとんどいない中で、自由民主党の会議の中でも「子ども」という言葉が出ることはほとんどありません。たまに出るとしても、事件が起きたとき、子どもが虐待されて殺された、子どもがいじめられて自殺をし

た、そういう社会的な事件、事故が起きたときに、緊急的に会議が開かれるけれども、ある程度そのやり方を行政、例えば藤原さんたちにお任せしちゃうと、また立法府の中では子どもの存在がなかったようになってしまう。それがずっと何十年も続いてきていました。

そのような環境の下で、女性議員が少ないし、若い議員が少ないということで、多くの子どもに関わる人たちが私のところに来てくださるようになりました。なぜならば、男性議員はほとんど門前払いで、子どもの悩みや子どもが抱えている問題を申し上げても、聞き置くだけでその後のアクションがないと。私も義憤に駆られて、私ができることをやりましょうということで、作ってきた法案、議員提案ですけれども、それは国会議員と作ったのではなくて、子どもたちに直接関わってきた、もっぱら女性と作り上げてきました。

最初に出会った仕事が、児童買春、児童ポルノを禁ずる法案です。これも大阪のボランティアのおばさんとの出会いでした。突然いらして、「あなた知っている？東南アジア、カンボジアとかタイでは日本の男たちが1,000円ぐらいのお金で幼児を買って性的搾取をしているのよ」と。「そのうちの1人は性器に大人のおもちゃを突っ込まれて出血多量で死んだのよ。そういうことあなた知っている？」それが最初の出会いでした。知る由もありません。そんなことが行われていることすら、私は32歳でしたけれども、分からなかった。そのおばさんが言ったのは、「そんなことしても捕まらないのよ」と。それも驚天動地でした。罪を犯しても、子どもに関しては法律がない。ましてや外国でおかした凶悪犯罪に対しては為す術がない。普通の主婦であるおばさんが子どものための活動をボランティアで頑張ってくれていたんですけど、とてつもなく恐ろしい言葉をたくさん浴びせかけられました。

私は、まず行くべきところは厚生労働省だと思いました。なぜならば、児童福祉法というのがあります。ですから児童福祉法を、これは国内法ですとか、国外犯も相応に使えるように法律改正をしてもらえればいいんじゃないかと単純に思いました。それで役所に行って、大臣に会いました。1年生議員で野党だったので、そこもあまりいい状況ではなかったと思いましたが、「野田さん、

特別講演

これは役所ではできません。これは厚生労働省だけでなく外務省もあったり法務省もあったり警察庁もあったりして、いろんなところにまたぐ仕事だから、議員提案でやってください」と言われたのが私の議員活動の始まりです。本末転倒なんです。本当はこの国で法律を作る許可をいただいているのは私たち国会議員です。立法院だから。でも現実には、国会で提出される8割、9割は政府提案です。行政府がやって、それで私たちがお墨付き、部会や政務調査会でお墨付きを得たものが国会に出されている。本当にそもそも論が間違っているのですが、そんな抜本的な取り組みをしていると全ての法律が止まってしまう。はっきり言えば、行政府でやりたくないなもの全部議員のほうに来ます。議員たちは例えば議員連盟を作って、その法律を作るために自由民主党だけだったり、超党派グループを作って法律を作っていきます。それで私が若かりし頃も先輩しかいない中で、そのときの大臣から議員提案でやってくださいと言われて受け止めて、何をしていたか分からなかったので1人で走り回ったことを覚えています。

そのうちに、森山眞弓先生と出会って、1年生ごときでは全く誰も相手にしてくれませんかから、「森山先生、看板になってください」とお願いしたんです。そして森山先生が、「いいわよ」と言ってくださって。「看板でよいので、あとは全部私がやりますから」ということで、7年かけて作りました。なぜそんなに時間がかかったのかと言うと、1つは、男性が嫌がる法律だったからです。買春、売春というのは、なかなか男性はコミットできません。と同時に、子どもについても、自分にも子どもがいるけれども、そういうことを考えてこなかった政治家が多いので、なかなかそういうことに取り組みなかった。でも森山眞弓大先輩が看板になってくれたおかげで、7年の歳月をかけてようやく児童買春、児童ポルノの禁止法ができて、今ワークしています。

ただ残念なことに、もう24年前の法律なので、インターネットは想定していなかった法律です。今どんどん子どもたちがスマホを持つことで、そこで悪い大人たちと出会い、数の上で被害は全然減っていない。じゃあなんですぐやらないんだっていうんですけど、ここが議員提案の泣き所で、行政府が作る法律というのはちゃんと

担当者がいて、大体3年ごとに見直しの目処がつくんですね。そうすると、1年ぐらい前から改正の時期が来ているのでどうでしょうか？という動きが始まるんです。ところが議員提案は議員が作るから、3年後目処といっても、行政府に預けても無責任体制になってしまって、そのとき改正するかどうかを、どちらかというやってくれない。結局児童買春・児童ポルノ禁止法も成立して24年の歳月が経つけれども、改正されたのはほんの2回です。本当は毎年毎年、世の中インターネットは日進月歩で変わっていくので、それに対応して法律を見直していかなければいけないのに、それができない。

子どもに関する法律というのはほとんど議員提案が多いんです。そうすると、事件が起きたときや事故が起きたときに見直すようなかたちで、埃をかぶっていて、とてもいい法律ができてその国会議員に意欲がなければ、または意欲のある国会議員が辞めてしまうとそのままスルーされてきたというのが子どもの法律の歴史です。子ども基本法ができなかったのもそれゆえです。要は行政府が作る法律ではないので、基本法を作ろうと思うけれども、各党の様々な温度差があって、きちんと法律ができなかったという背景があります。

これを変えていくにはどうしたらいいかとずっと考えてきました。この国は有権者も、有権者に選ばれた国会議員も行政も、目に見えないものに弱いんです。目に見えるものには前例というかたちで予算が上乗せされていくけれど、目に見えないものについてはとても脆弱です。その目に見えるものの一番の象徴、シンボル、トロフィーは何かというと、役所があるかないかです。非常に分かりやすい。私はそれを、1回経験しています。少し前に消費者庁を作りました。それまで消費者行政、消費者は圧倒的に大企業に負けていました。大企業が作るものをわれわれ消費者が受け止めればいいんだ、というのが日本の経済だったんです。でももう既に、そのころ諸外国では消費者ファーストで、消費者に事故がない、消費者が安全で、そして消費者が幸せになれる、付加価値が持てるようなものを作っていくというのが世界のマーケットの当たり前でした。ところが日本は企業が強く、消費者に何か事故があっても握り潰されてきた。それを改善していこうと、張り切って頑張っていたのは自由民

特別講演

主党ではなかったんです。だから、福田総理のときに消費者行政、消費者優先の国づくりに改める。そのためには口で言ってもダメだと。法律を作ってもダメだと。その都度の事件、事故に対応してもダメだと。だからそれをしっかりと専一に受け止める役所を作るということで消費者庁ができました。その当時はあまり評価されませんでした。最近では機敏に様々な消費者被害を摘発したり、テレビで注意喚起をしたり、多くの人たちに、消費者をいたぶるような行為は許されないということで力を発揮しているところです。ただまだまだ金融庁に比べて人数も少ないし、消費者と言うとすごく数が必要でしょう。衣食住だってどれだけでもあるわけで、それに比べて消費者庁の職員はまだ少ないというので、どんどんそこに携わる人や予算が増えていくことが、生みの親としての願いです。



そういう、かつての体験があつての「こども家庭庁」です。今日は子ども施策に関心のある皆さんの集まりです。私は、皆さんのような方々の声に突き上げられて今日までできました。50歳まで子どもを育てるという経験がなかった私は、どちらかというと謙虚な気持ちで子どものことに関わっている人たちの声を聞いて、それを法律

というかたちにしてきました。最初は、今申し上げた児童ポルノ、児童買春禁止法。その次に手掛けたのが、発達障害者支援法。これも発達障害児のお母さんからの1通の手紙から始まりました。発達障害というのは、病院の先生からは言われるけれど学校に行くと、学校の先生も知らない、校長先生も知らない、誰も知らない。だからとんでもない子だということでは何かあると転校しなさいとか退学しなさいということになってしまう。でも病院に行くと発達障害と診断されていて、そういう特性があるとされているのに、子どもの人生の舞台である学校では受け止められない。それをどうにかしてくれということで法律をつくりました。

法律というのは今までなかった言葉があることにします。例えば「児童ポルノ」。これもこの法律が作られる前は、恐らく「児童猥褻凶画」です。皆さん、普通の会話の中で「猥褻凶画」って使いますか？使っていない言葉を法律は強制して、国民に伝えるわけです。そうするとピンと来ないじゃないですか。「ポルノ」と言えば、大体どういうことか分かる。そういうことを法律の中に入れ込むことで、今、「児童ポルノ」と言うと大体多くの人たちのコンセンサスはできて、それをやめようという動きが取れる。同じように「発達障害」もそうでした。とにかく何ができるかというより発達障害という特性を持った子ども、大人がいるんだということを、それを知らない人たちに知らしめる。病院の先生以外の人で知ること、その人たちの生き心地をよくしてあげる。それが大事だと思いました。おかげさまで成功して、「発達障害」は皆さんに理解していただけるようになりました。でもここはちょっと要注意。中身をきちんと知らない人が発達障害に逃げてしまうのは、また違う風に社会を歪めてしまうことになる。いずれにしても、発達障害というのがあるということを知るといっても、この法律を作った意義があつたなと思います。

同じように、子どもの法律も沢山できていますが、先程のようにベクトルがとっ散らかっていて、子どもというキーワードは一緒なのに、福祉なのか教育なのか、それぞれ法律を作っていて、それをギュッと取りまとめる子どものための法律の居場所がありませんでした。これは消費者庁と同じように、そのときはいろいろ言われる

特別講演

けど、できればどんどん放置されている法律がそこに集められて、そして埃が取り払われて、常に成長させてもらえる場所ができるだろうと私は確信しました。私は18年前に、「こども省」を作るということを著書に書きましたけど、その当時は自由民主党の男性議員にコケにされて、やっぱり女性議員というのはその程度だよなと言われました。けれども、藤原さんはじめ、多くの仲間たち、ここにいる皆さんに汗をかいていただいたおかげで、こども家庭庁ができる事となりました。いわば天動説が地動説に変わる瞬間かなと、そんな思いを設置法が成立したときにはじわじわと味わうことができました。

そういうことで、なぜこども家庭庁を作らなければいけなかったかということがご理解いただけたと思います。もう1つのポイントは、もはや昭和ではないということです。これをざっと見ていただくと分かりますけれども、これは内閣府の男女局が作ってくれた、私にも分かる昭和と令和の違い。今は令和ですから。でもまだ多くの人たちの頭の中は昭和なんです。例えば、テレビでサザエさんを見るでしょ。あれは昭和なんです。あの家庭は、ほぼ今令和に存在していません。同じようなことがいっぱいあります。昭和の時代、私が生まれた昭和35年、62年前、私の母をはじめとして、多くの女性たちは大学を出ても就職というのが主流ではなかった。結婚というのが経済活動でした。ですから婚姻も多かったし、離婚も少ない。女性の経済活動ですから。だから女性の定年の歳もないし、要は昭和35年、62年前、私たち女性は働かないというのが前提の属性です。家にいて、子どもを育てることが経済の対価。それをすることで自分の経済的安定が保障されるという日本でした。

同時に、婚姻というのは男性にとっても経済的効果がありました。あの当時は銀行の支店長、郵便局長は独身だとなれませんでした。信用を得るために、妻帯、家族を持つということが昭和の男性には必要でした。そうしないと出世や給料が上がらないということで、多くの男性にとっても婚姻というのは必要な事でした。ところが令和になると、独身であっても離婚した人でも、その人に能力があれば出世していく時代になった中、結婚は男性にとっては必要ではなくなりました。そして女性にとっても、学歴を得れば働くことが可能になって、結婚以

外でも経済活動を得られるようになってきているので、婚姻が減っている。また、少子化については、日本は法律婚で子どもを生むことが良しとされていますから、法律婚がなければ子どもも生まれてきません。ですから少子化と子ども政策というのは似ているようで微妙に違う、全く違うかもしれません。そこをごっちゃにすると大変な問題が起きると思います。

さて、そこで見ていただくと分かるのは、50歳の未婚率を見ると、皆さんの常識では女性が結婚しないという思い込みがあると思いますが、実際は令和、結婚をしない独身は男性のほうが多いんです。つまり婚姻を下げているのは男性のモチベーションです。収入やそれぞれの事情はありますが、女性に比べればはるかに正規の仕事についているのは男性ですから、先程言った通りに結婚するメリットが男性にはないのかなということで、50歳で1人で過ごしている男性は女性を圧倒しています。そして数もうなぎ上り。これが日本の少子化の大きな要因の1つです。ついこの間まで、子どもが生れないのは私たち女性のせいになっていましたけれども、必ずしも科学的なデータ上そうではないということが読み取れると思います。

もう1つは、離婚が増えています。離婚が増えるということは、ひとり親が増えるということ。ひとり親が増えることは決して問題ではありません。ひとり親だからダメなのではなくて、ひとり親になって発生する問題の解決が重要です。子どもの継続的な育ちを見る上では養育は女性のほうがいいと言われがちです。ただ別れた際に、この国は養育費を払わない男性が大多数です。養育費は法律でも義務化されていないし、少ない。慰謝料もすごく少ない。ですから、夫婦間で何かあったあと、犠牲になるのは子どもの貧困です。下を見ていただくと分かりますが、共稼ぎが増えていることは皆さんご存じの通りですが、ただ共稼ぎでも女性は、パートタイムが多い。つまり非正規の妻と正規の夫。または非正規の妻と非正規の夫だから、ひとり親になって妻が自然の流れで子どもを引き取ると貧困になる。これは、数字上科学的に明らかなファクトなんです。そこをちゃんと取り上げることが大事だということが分かります。

「私だって働きながら育てられたよ」と女性の先輩方

特別講演

に言われますが、当時は助け手もいっぱいありました。お家にいる人も多かったし、おじいちゃんおばあちゃんも時間があつた。でも、今はどんどん人口減少でそうはいかなくなっている。昭和の人たちは自分一人で育てたように言っているけれど、実は間接的な手がいっぱいありました。でも令和はその間接的な手がないということが前提で、子どもの政策を作っていかなければいけないということがこの数字の読み取りです。過去にできたことが令和ではできない国になっているということを前提に、子ども政策は今までの上書きじゃダメですよ、というのがこの数字の皆さんへの残酷な問いかけだと思います。今までこうだった、ああだったというのはあまり参考になりません。

私も沢山の方々に会いますが、自分のやり方が正しいという人が結構子ども政策に多い。でも、考えてみてください。子どもは十人十色ですから。障害のある子もいればない子もいる。ひとり親だけだと裕福な親もいればそうでない親もいる。だから、一律にカテゴリーを作ってはいけないのが子ども政策の世界です。1 つずつオーダーメイドでいろんな選択肢を作ってあげる。それを子どもが選べるようにする。親がこうだから子どもがこう、じゃなくて、子ども一人ひとりがどうであるかということを考える。これは昭和には全くない発想ですから、切り替えるのが大変だと思いますけれども、切り替えていきましょう。切り替えるためのリフレッシュメントの場所がこども家庭庁なのだと思います。

そもそも、子どもの専門家の方たちが真っ先にこども家庭庁の構想で叩いたのが、「こども家庭庁」という名前です。ここでどれだけロスタイムが多かったかというのが非常に私は悲しかったのですが、子どもの専門家という人ほど、この「こども家庭庁」の役所名を叩きました。また家庭に子どもを押し込めるのかと。今日 FLEC も出ていますよね。家庭養護。つまり全ての子どもの居場所は家庭という、いろんな家庭があるということを示しています。要はその人たちが批判したのは、生まれてきた生物学的な親の下が家庭だと、それを否定してきましたが、家庭という居場所は、国連の中でも、権利条約の中でも家庭養護と謳われているんです。つまり世界的なキーワードです。まず家庭を何十種類にも整えて

あげようと。最初の家庭でひどい目にあっても、次の家庭では幸せになる権利を持っているというのが子どもの権利です。それを思っただけなのですが、「家庭」と入れたらってブーイングの嵐で、私 Twitter で散々やられました。子どものことを思いすぎるあまり、皆さんは危機的に思ったのでしょうけれども、「こども家庭庁」はそんなことは一言も触れていない。マスメディアのいろんな吹き込みで、子どもを守ってきた人にとっては疑心暗鬼になっていたかもしれないけれども、その殻を打ち破って、みんなが集う場所を作ることが一番の目的であったことをご理解いただければと思います。

国会の中でもなんで「省」じゃないんだ、なんで「庁」なんだ、と言われるけれど、確かに「庁」って小さいんです。だけど権能、役割は「省」より大きいんです。総合調整ですから。例えば、文部科学省はすでにやっている範囲のことしかできません。学校内で起きたいじめは、一応建前では文部科学省がやることになっていますが、じゃあ学校外で起きたこと、インターネット上のことは？というともう手に負えないわけです。そういうものを総合的に、あなたこれやっていますか？あなたこれできますか？できなければ隙間事案として私たちエージェンシー、「庁」がやりますというふうにこども家庭庁を見てください。小さく見ないでください。今は確かにまだまだ詰めることがたくさんあります。でも、その袋は子ども専一無限大なんです。この位置づけを見ると、司令塔は総理大臣です。だから総理の威を借りた大臣が各大臣に向かって、これどうなっている？と指示ができる。ほかの役所はできませんから。こども家庭庁は「庁」で、法律上はその上位なんです。勧告権、やれと言えんです。なおかつ自らが、ほかのところはやれそうもなかったら自分たちでクリエイイトする。そういう非常に大きな力を持っているお役所を作ったということはまだあまり皆さん気がついていないことをお伝えしたいと思います。

こども家庭庁、絵にまとめてみました。ざっくり言ってこんな感じです。こども家庭庁の分野がこの緑の部分で、青の部分が文部科学省の分野。文部科学省だけでやってきた政策に対しても、半分ぐらいこども家庭庁が担当することがこの絵を見て分かると思います。最後に、

特別講演

こども家庭庁の特徴というのは、「こども」。これはひらがなです。漢字でもありません。今までと違う「こども」です。先程お伝えしたように、日本人は見えないものに弱い。この「こども」は「胎児」からです。つまり着床して妊娠が分かったとき、ママのお腹にいるとき、確認されたときから「日本のこども」になります。要は、望まぬ妊娠をして悩む女性たちの伴走者としてもこども家庭庁は、その人のために家庭を探します。そんなことも、今までは、行政の外にお願いベースでやっていたけど、責任を持って国が自分たちの「こども」を、日本の国が家庭となって、胎児、見えざる時から守っていくことを明らかにしています。なので、こども家庭庁と言いながら女性活躍でもあるんです。「日本のこども」を守る事と女性をしっかり守ることで、女性の活躍をも促すことができるという効果が出てくると思います。そして、幼保一元化。それができていないからダメだと言われますが、保育園、子ども園、幼稚園、いろいろ園の名前は変わるけど、そこで1年生になったときに格差のない育ちを作っていくということをだいが侵食させていただきました。もう1つは、無就園児をなくすこと。私は、本当は幼児教育を義務化したかった。無就園児こそが虐待の被害者であったり、様々な障害を早く発見できる、そういう日本を作ること子どもたちを支えていくことがこども家庭庁の次のステップだと思います。

また、困難な状況にある子ども支援も、隙間事案になっていました。「ヤングケアラー」というのは言葉が先行していて、NPOの方々がどうしようと言ってくさっています。文部科学省も厚生労働省もまだ何もつながっていません。

ここをしっかりと、ヤングケアラーをなくすという前提で、親孝行とか家族思いという美名の下で子どもたちの可能性を潰さないような国にしていかなければいけない。これも今まで解決の主体がありませんでした。ひとり親は先程申し上げたように、これも福祉ではないんです。経済の活性化、能力のある女性が非正規に甘んずることなく、ちゃんと残業もせずにフルスペックで働ける。そういうことを経済産業省なり法務省なり、様々なところで土台を作ることが大事ですね。

子ども子育ての予算があるのはご存知ですよ？税と

社会保障の一体改革で、多くの政党の意見が一致したのですが、消費税からの財源が今まで高齢者に行っていたけれど、これからは若い人、子どものために使いたく、これからは若い人、子どものために使いたく、ということ、子ども子育ての予算がつくわけ。ところが1つ忘れ物があって、障害児は子どもの中に入っていないんです。これ、意外と皆さん知らないんです。私も何で知ったかという、自分の子が障害児だからです。障害児は障害者の枠の中で、というかたちになっています。その方がたくさんもらえるという人もいます。ただそれは、結果として地域の子ども、健常と障害の分断を自然と生んでいるわけです。子ども専一では、それを知った上で大きく改善していく。生まれたときから先天的な障害を持つうちの息子のような子どももいれば、途中で障害を持つ子どもたちもいます。そして、最後私たちは、歳を取れば障害を持つんです。そういう一連の流れの中で子どもを通じて気づいて、結果として自分のウェルビーイングにもつなげていける。子どもの力を信じていきたいと思います。

最後に、子どもであるかぎり、18歳でプチッと切るような支えはこれからはやめていく。これが、こども家庭庁の思いです。先程紹介した通り、いろんな法律があります。共管先省庁があり、議員提案のものもいっぱいあります。それらの法律がさまよってしまわぬよう、これをしっかりこども家庭庁がまとめて、そしてそれを守る責任者を決めることで、今まで停滞していた子どもの政策を大いに進めていけることができると期待します。多くの皆さんにこども家庭庁の存在を知ってもらい、支えてもらえる社会を皆さんとともに作っていただけることを願い、私からの報告を終わります。ありがとうございました。



鼎 談

野田 聖子

(衆議院議員、前こども政策担当大臣)



潮谷 義子

(共同代表／

社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、
前熊本県知事)

柏女 霊峰

(共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授)



鼎談

柏女：野田前大臣、ありがとうございました。それでは、野田前大臣のご発題を受けて、これから3人で鼎談を進めていきたいと思えます。野田前大臣と、それから私どもの共同代表の潮谷義子、そしてもう1人の共同代表をしております柏女と申します。鼎談でございますので、恐縮ですが、野田さんとお呼びさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、今の野田さんのお話を、本当に感銘とともに伺っておりました。お子さんのお話に始まり、子どもへの思い、それから子ども、女性の人権について、そしてそれを守っていくための様々な苦勞について語っていただきました。そしてそれが、役所を作らないとダメなんだというところに結びついて、子ども政策をいわば一元化していく、そういう動きのところについて、目指すところは、隙間をなくしていく。そのための活動を展開していくんだと。さらには、時代が変わってきているので、その時代に合わせて価値転換を図っていかねばならない、という願いを語っていただきました。感銘とともにお話を伺わせていただきました。最初に、潮谷さんにお伺いしたいんですけど、今の野田さんのご講演を受けての率直な感想をお願いできればと思えます。

潮谷：ありがとうございました。私正直に、鼎談でなく野田前大臣の講演でよかったんじゃないかなって、そんな感じがしているところです。こども家庭庁って一体何か？これは私たちが子ども施策ということを考えていくときに積み残してきたもの、これをきちんとやってみましょう、いわば子ども政策の転換点、これがこども家庭庁という感じがします。伺っている中で、そうなんだと思ったのが、省と庁、この役割の違いですね。私はどうしても庁というのは組織が小さい、そんな感覚でございました。でもそうではなくて、庁というのは非常に機動性に満ち、いろんなところの提言をしていく役割があり、あるいは足らざるところに対して自らやっていくという、そういう役割があった。私たちは、庁であれ何であれ、子どものために今後ともしっかりと役割を担っていく道筋の1つだという認識でかかっていたかなければならないんだと、お話を伺いながら感じたところです。

それから家庭というのは決して血縁だけを意味するものではないというメッセージが伝わりました。今のご自身が子育てになっている子どもの問題を通して、障害があろうとなかろうと、子どもという、同じ権利と同じ生命、それを持っている存在ですよということの中に始まり、その次に、家庭というのは血縁だけを意味していくということではなくて、私たちが子どもたちが育っていくその一つ一つ、もしかしたら国籍だとか宗教だとかそういうことも含めて、家庭ということ私たちが考えていかなければならない。本当に母と子を守る社会、言いますなら、私たちはこれからこのこども家庭庁と一緒に優しい暮らし、子どもに対しての思いやりのある政策に向かって手をつないでやっていかなければならないなと、そんな命題を野田聖子さんから頂戴した、ということをととても感じさせられました。以上です。

柏女：ありがとうございました。野田さんは今日のお話の中でも語っていただきましたけれども、自身のお子さんのごこと、そして子育てについてのごこと、さらには困難な状況に置かれている子どもたち、ヤングケアラー、障害を持った子どもたち、そうした子どもたちを全て、この「こども」という言葉の中に表していらっしゃるということを強く思いました。野田さんは子育てについても発信していらっしゃると思いますが、「こども」という存在についてどんなふう感じていらっしゃるのか。そして子育てについての率直な思いとか、その辺を少し伺いできればなと思いましたがいかがでしょうか？

野田：子育ては綱渡りという感じです。私は大臣を何度もやっていますが、はるかに息子を育てていくほうが難儀だし、答えはないし、体力も消耗します。私は、去年の4月1日大臣のときに、コロナウイルスに感染しました。それで急遽、様々欠席せざるを得なかったのですが、世の中何も変わりませんでした。私には副大臣もいるし、藤原さんもいるし、要は大臣を補佐してくれる人はどれだけでもいるのですが、同時に家庭では家族一同コロナにかかってしまって、でも結局息子の世話をするのは、高熱を出して「ふうふう」言っても代わってくれる人はいない。これが親なんだなという体験をしました。

鼎 談

あと家庭について、様々な家庭もあるし、様々な子どももいるし、様々な親がいるということで申し上げます、私と息子は血縁のない親子関係です。ご存じでない人もいますのでちょっと申し上げます、私は 50 歳のときにアメリカ人ドナーから卵子提供を受け、その受精卵を私のお腹に着床させて生まれましたから、息子と全く血は繋がっていませんし、国籍としても彼は DNA 的に言うと日本国籍とは違いますが、縁あって一緒に暮らして、息子に罵倒されながらも母をやっています。母を振り回しながら、日々、1 日時々刻々によって親子になっていくんだなと思います。

あと、障害を持っている子なので、皆さんが優しくしてくれるのですが、障害児だからといって決して天使ではありません。子どもの虐待が多いと言われる中、私はずっと息子から虐待を受けています。仕事で疲れて帰ってくると息子が私を睨んで「遅いぞ、クソババア」「死ぬ」とか、毎晩言われていますし、本当に心が折れそうになりますが、子どもは様々ですし、子どもとの理想の固定化ではなくて、なんでもありというのが子ども政策で、なんでもありの中に色々なポテンシャル、様々な可能性が生まれてくる。サービスやらプロダクトが生まれてくるというように割と楽観的に捉えています。煮詰まっているこの国にあって、多様なバリエーションを求められながら、そこから新しい文化や経済が生まれてくることを進めていければと思っています。

柏女：ありがとうございます。野田さんは、本当に多様な子どもたち全てを支援していくために関わってこられました。障害を持った子どもたちのための「医療的ケア児支援法」は、私も多少障害の分野にも関わっておりますけれども、本当によかったなと思っています。こうした隙間のところというか、それに関連して、今はヤングケアラーの問題もそうですけど、そうしたところに関わってくださることをとてもうれしいなと思っています。潮谷さんは施設にお勤めの間に長く子どもたちと関わり、それから特別養子縁組などにも関わってこられましたけれども、そこから今の野田さんのお話を伺っても子ども、子育てへの思いに考えると、何かございますでしょうか？



潮谷：私、個人的に約 30 年ですけど、知的障害の人たちのスポーツ、「スペシャルオリンピックス」にずっと関わりを持ってきているんです。本当に学ぶことが多いです。障害があるからというその前提の中で子どもたちを捉えていくのではなくて、「今スポーツをしているこの子」は、という捉え方が大事ですね。今日、麦の子の理事長先生、来ていらっしゃるんですけども、こども障害のある子たちを自分のところでケアをしていらっしゃるんですね。それで、彼女たちが書いた本の中に、障害のある子との会話が書かれています。子どもに「平等って分かるか？」って、質問をした。その子の答えは「みんなお母さんのお腹から生まれてきた」。そういうことが書いてあるんですね。それが平等だって、私これを読んだときに、本当にそうなんだと。もう泣けましたね。

障害のある子たちというのは障害があるからじゃなくて、そのまごとの中からいろんなことを発している。でも、先ほど、野田さんが一生懸命にお母さんをやっていらっしゃるのにクソババアと言われるとはこれまたひどいなと思いましたけど、私たちはまずは障害あるなしに関わらず、まごとの子どもというのを見ていくことがものすごく大事ということを申し上げたいと思います。そして、私が働いた施設、ちょうど 100 年を過ぎました。国際養子縁組も随分とやりましたけど、子どもの権利条約ができたとき、私はもうやめました。子どもの権利条約の中にできるだけ自国の伝統の中で、自国で子どもを、という、そういうことが書かれていましたので。ただ、私どもがやる養子縁組というのはきちんと家庭裁判所を通す。それから親権を放棄する。それから、よく疑問を投げかけられましたが、私は養子をしたいと、望んで私

鼎 談

どもの施設に来る方に対して、経済的なことについてどれくらい力があるか、確認が必要だと思います。そんなこと関係なく養子したいと言っているんだから養子に出せばいいじゃないか。そう言う人が多いんです。でも私は、実の親と別れて、そして養子に行くその子どもが、将来学ぶことができたり、音楽を聞くことができたり、そういうような家庭の中に恵まれて行ってほしいと、そんな思いがあるんです。なぜなら、日本の場合は自分のお墓を守ってほしいとか、あるいは自分のところの名前を継いでほしいとか、利益を求める養子というのが多いです。ですから私はそうじゃなくて、子どもそのものを受け止めてくださる、そんな養子縁組をしていきたいという思いがすごくあります。

たくさん養子に関わってはいますけど、1つだけ言うなら、私の施設に、ちょうど雨の降る日でしたが、養子に行った子が訪ねてきたことがあります。養子先の両親が亡くなって、自分をどこからもらってきたかという書類が全部残してあって、その書類をいつでも見ていいよと言われたけど、これまで自分には全然そんな必要なかった。でも、養子をした両親が亡くなったときに、自分が育ったところの施設に行ってみたくて。そして生んでくれた親と会ってみたいという、そんなことで突然連絡が来たんです。でも19歳で、未婚で生んだ親はもう既に新しい家庭を持っていました。ですから、会うということが可能かどうかとても気になったんです。その親と連絡をして、「こういうことなんだけどどう思う？」と聞きましたら、「自分はその子を養子に出したあと、ずっとどうしているかって気がかりだった。私は今の家族から罵られても、打たれてもいい、会いたい。」と。それで連絡をとりまして、どうぞと。そうしましたら、屈強な壮年になっていたんですけど、彼はたくさんの人達がいる中で、自分の母親のところ、誰もあれがお母さんよと言わなかったんですけど、「お母さん、生んでくれてありがとう」と。私たち、これは事実ですけど、本当に驚きの中でその光景を見ました。

私は、麦の子の子どもは平等、お母さんのお腹から生まれてきたっていう、それと同じような反応を見ました。どうぞ特別養子縁組、日本の中でどんないきさつでもらわれていく子どもであっても、誇りをもって新しい出会

いと、新しい生活が始まるように、ケースワーカーやあるいはいろんな援助者は整えて、そして出していただきたい。あなたはこういうところで生まれたよ、こんな育ちをしていたんだよという、こういうメッセージが非常に大事。今、野田さんのお話を聞きますと、私たちにもきちんと自分の子どもがどういういきさつの中で、というのをオープンにしてくださいました。それは、育てるという人間の誇り、それが裏付けの中にあるからだと思えます。以上です。

柏女：ありがとうございます。このフォーラムを語っていく上で、やはり「子ども観」というものをしっかりと確認をしていくことは、絶対忘れてはならないことだと改めてお二人の話から感じさせられました。かなり時間が迫ってまいりましたので、あと2つテーマを考えました。1つは、先程野田さんがおっしゃっていた、昭和から令和へ時代が変わっていく中で、価値転換も行っていないかなきゃいけない。それがこどもまんなか社会なんだということをおっしゃってらっしゃいました。このこどもまんなか社会に象徴される、子どもを中心とした施策の在り方について、今後の方向性を少し語っていただければうれしいのですけれども。

野田：その前に、今、潮谷さんがおっしゃっていた特別養子縁組、実は養子縁組斡旋法という、民間団体を届け出制から許可制にする法律は私が起案者でした。それは『赤ちゃんの値段』という本をたまたま読んで、読売新聞の高倉さんという方が書いた本ですが、日本の子どもが日本から出国する数字はないのにアメリカに入国している数字があるというのが問題の発端でした。要は、何らかの事情で育てられない子どもが生まれたとき、国の行政をスルーして子どもが不記載のうちに他国に行っているということから、子どもの人権がないがしろにされているという内容でした。私自身も高齢だったので養子縁組を考えていたのですが、親になるには子どもを養育するのだから、「その子をしっかりと育てるためにお母さんは仕事を辞めてください」と言われて、「え？私仕事辞めなきゃママになれないんだ」という矛盾を感じました。それぞれがハードルを高くしていたと思えます。子

鼎 談

どものために、リスクヘッジというか。そうではなく、国がきちんと子どもたちを守るような法律が必要だと思っていたので、養子縁組の状況を見ると民間斡旋団体は任意で、手弁当で自分のお金を出してやってくれていて、それは限界があると思いました。大阪に斡旋団体があれば、大阪周辺の子たちはいい親に出会えるかもしれないけれど、仮に、岐阜に斡旋団体がなければ、岐阜の子どもたちにはそういう出会いがないという、地域によって偏りもありました。

だからこれは一気通貫、子どもたちがどこで問題があってもちゃんと潮谷さんのような人に出会えて、家庭養護を受ける権利を果たせるようにしたいという事で、養子縁組をする方たちには、ちょっときつかったかもしれないけれど、許可制というふうに、誰でも思いだけでやれるのではなくて許可をとってやってくださいと法整備をしました。子どもたちの人権をしっかり国が守るために、それなりの高いハードルでやってくださいというメッセージを込めて。許可制にした代わりに、財政支援や社会的地位を合わせて持って行政の一員としてやってくださいという事で法整備をさせていただいて、今では悪質な斡旋団体が排除できるようになりつつあります。特別養子縁組の子どもたちが特別な子ではなくて、どこにでもいる日本の子どもたちとして溶け込むための法律なんだ、ということを目指して前向きにとらえていただきたい。私が養子縁組を希望したときは、ちょっと時代が早くてそこに与せなかったのが、卵子提供という道を選択したのですが、養子縁組はすごくいい制度だと思います。



そして、子ども政策について何をやるかという、みんな意外と思われるかもしれませんが、性教育をちゃんとやりたい。なぜかという、この国は人権がもやもや

して、なんとなく右左の議論の中のテーマになりがちですが、世界的には普遍的な大きなテーマです。それぞれディグニティ、尊厳があるから社会があるはずなのですが、日本はまだ家父長制の流れが強いせいか、なかなか子どもの人権ということを意識しない社会だと思います。民法も、戦後にできた法律も、基本的には明治にできた民法の上書きです。抜本的にこの法律を廃止して、新しい民法にするという流れは見たことがありません。顕著なのは性犯罪に関する刑法が110年振りに改正された事。強姦罪から改正までに110年かかっています。すごく遅い。

子どもや女性に関連した法律は、遡ってみると、誰がその法律を作ったかという時の明治政府で、その時の明治政府の人というのは、そもそも生まれたときはちゃんまげを結っていた時代の人たちなわけです。男性社会の中で生まれ育った男の人によって作られた明治の民法が、いまだ令和の中の土台になっているということに気がついてほしいです。子どもは、当時は大人のお供ですから。そこを考えると、まず子どもの人権が一番欠落しています。また、子どもを一番傷つけるのは、健常・障害ではなく、性的な問題なんです。男性、女性の属性、そして今は性自認ということで、ちゃんと調べると子どもが自殺する原因というのは必ずしもいじめではなく、自分の性の悩みも自殺の誘引になっていることもしっかり認識した上で、性の問題について人権として早いうちからケアすべきです。そういう属性の違い、そしてそれが違って敬う気持ちというのを、人権いろはのいでやるべきことを今までやれてこなかった。

さらに、子どもたちを含む性的問題として、女性は特に、望まぬ妊娠がほかの国々に勝るとも劣らず多いと思うんです。レイプだけではなく、夫婦間でも恋人同士であっても、自分のキャリアの途中でも。避妊は基本的に日本では男性任せだから、女性がピルを飲むことすら、なんとなく、「え？」という目線で見られる中で、この国の女性は自分の体を自分で守れないんです。ですから図らずも妊娠した場合、母親だけを責めるのはいかなものかだと思います。防御もできない女性たちが多くで、その過ちを二度と繰り返さないためにもしっかりと子どもたちに正しい性教育、科学的な性教育をすることで、

鼎 談

人権とライフプラン、特に女性たちが中絶を選択しなければならぬ状況を改善していくためにも、子どもの人権を守る、子どもが生まれてきたことをお互い認め合うためのしっかりとした性教育をスタートさせたいと考えています。それが全ての始まりになると思っています。

柏女：ありがとうございました。前者の養子縁組斡旋機関については、ここにいる参加者の中に何人も、今そこで活躍している人たちがいますので、お話を伺ってとても心強く感じたことだろうと思います。時間がオーバーしてしまって申し訳ないのですが、最後に野田さんに少しお話していただいて、そして潮谷さんに、いわば決意表明というかたちでお願いをしたいと思います。この FLEC の 2 大テーマ、「家庭養護の推進」と「子ども分野における地域包括的で切れ目のない支援」、これについて今後の在り方についてお考えがございましたら、またこのメンバーたちへの、今日参加していらっしゃる皆様方への期待とメッセージをお願いできればと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

野田：「家庭」という言葉は子どもの居場所と思いでいるけれど、私たち大人が幸せになる場所というふうには考えないとダメだと思います。子どもだけ切り取って、子どものためと言うと独善的になってしまう。子どもの家庭があることで、そこに属する私たちがより幸せになるという、共同体のような意識と自分がより幸せになれる場所というふうには、自分ごととして考えなければダメだと思っています。

あと地域包括的な切れ目のない支援、これが一番問題でした。例えば、医療的ケア児も首長さんの考え 1 つです。医療的ケア児のために積極的に取り組んでくれる首長さんがいれば、医療的ケアが必要であっても、目の前にある地域の小学校に通えます。全くそういうことに関心のない首長さんだと、教育委員会が、そういう子は全部特別支援学校です、となってしまうんです。子どもにおいては、地方自治体に預けた結果、選ばれた人によってそこにいる子どもたちの生き方が大きく変わってしまうことが問題。隣の町でできることがうちの町でできないというのは、大人でも腹が立つのに、子どもがそのよ

うなことになってしまうことを、今一番残念に思います。だからそれを変えていくために統一的に、子どもを通じて地域間格差をなくしていくことが大事だと思います。地域がすべてを統一されることは、いいとは思いませんが、少なくとも医療的ケア児であっても、知的に問題がなければ、地域の小学校に親なして通えるのが教育だと、そういうことが標準にならないとダメなんです。でも、そこを止めているのは何かというと、地域のトップの考え方。それを違うんですよと言うカウンターパートである役所「こども家庭庁」がようやくできるということですから。それをご理解いただければと思います。

柏女：ありがとうございました。最後に、野田さんの今のご意見を伺って、FLEC フォーラムの共同代表として潮谷さんのご意見をお願いしたいと思います。

潮谷：1 つは、今市町村の在り方に、野田さんが触れてくださいましたけれども、私は、地方交付税の中でこの子どもに関わる予算を遂行してほしい。本当に首長たちの考えの中で、予算がほかのところにも重点が置かれる、こういう現実があります。それから保育所で今、虐待に近いような、車の中での置き去りとか、あるいは処遇の中目を潜めたいような、そういう状態があります。私たちは、子ども 1 人育てるだけでも本当に大変です。そういう意味で野田さんの子育てというのは、私はとても尊敬をするし、お聞きになっている皆様たちもそうだと思いますけれども、ぜひ保育所の 1 人あたりの担当の人数、それから養護施設や乳児院や障害児の施設、その 1 人あたりの担当の職員の人数、これをしっかりと変えていかなければ、子どもは健全に育つ機会が奪われる。このことを皆さんたちもぜひ声を上げていただきたい、こんな願いがあります。

それから、私は熊本です。「こうのとりのゆりかご」は熊本の中の大きな関心事です。マスコミの皆さんたちがいろいろと「こうのとりのゆりかご」に意見を出してください。「こうのとりのゆりかご」に預けている理由、それを見たときに、男性が妊娠と分かったときに逃げていくという問題と同時に、結婚によらない子どもの出産、それで戸籍が汚れると、こういう意見がすごく

鼎 談

あります。私は日本の古い伝統的な文化、子どもを出生するという事は結婚によって、という古い、大事な伝統・美德かもしれませんが、しかし、私たちはどんないきさつで生まれた子どもであっても命の価値に変わりないと改めて申し上げたい。こういうことを、マスコミの方たち含めて、日本の中にぜひキャンペーンをしていていただきたい。できるならこども家庭庁お祝いということで、子どもの命を寿ぐ。それを大臣主導で、野田さんはもう今大臣ではありませんけど、ぜひ日本の中にムーブメントを起こしていただきたいなと、そういう思いがすごくあります。以上2点です。

柏女：ありがとうございました。熱い鼎談の中で、予定していた時間をはるかにオーバーしてしまいました。全て私の不手際によるものです。お許しをいただければと思います。それではこれで野田さん、潮谷さん、私の3人の鼎談を終わらせていただきたいと思います。お忙しい中、おいでいただきましてご参加をいただきました野田前大臣に改めて大きな拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

